

## ふるさと選手制度について

2013年4月10日  
北海道自転車競技連盟  
理事長 小野 盛秀

目的；本連盟では、ジュニア期から将来的に有望な選手を開拓しその育成に努めてまいりましたが、残念ながら進学・就職を機により良好な練習環境を求めて道外に出る選手が多数存在いたします。本連盟は、かかる状況を憂慮し、道内における練習環境の整備に努めることを第一義に考えるとともに、国民体育大会における標記制度を利用し、道外在住の有能な選手を北海道選手団の一員として参加させることで、北海道の選手諸君に良き刺激を与え一層の競技力向上を資することを平成24年度開催しました北海道自転車競技連盟 理事会において決定しております。

1. 国民体育大会において成年種別に出場する選手は、「ふるさと選手制度」を利用することができる。

「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が北海道内であることとする。

2. 「ふるさと選手制度」を活用し国民体育大会に参加を希望する選手は、以下の手続きをしなければならない。

① 選手は、3月末日までに、本連盟の「選考基準」を満たしていること及び過去1年間の戦績を証明する文書（リザルト等）を添付し、連盟理事長宛に「ふるさと登録承認願」を提出する、〆切は5月20日を締め切りとする。  
上記手続きは、期日までに毎年行うものとする。

② 理事長は、該当選手が上記目的達成に相当であると判断した場合には、本人に承認を与えるとともに、国体北海道予選会要綱において公示する。

③ 連盟理事長の承認を得た選手は、国体北海道予選会に申し込む。

④ 選手は国体北海道予選会までに、本連盟を通して北海道体育協会へ所定の方法（様式1-A、1-B）により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できない。

3. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。